

1. 件名：東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所における廃止措置計画の認可降の1区分跨ぎケーブルの対応方針について

2. 日時：令和4年7月26日 10時00分～11時00分

3. 場所：原子力規制庁2階大会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

菊川管理官補佐、水野企画調査官、久光上級原子炉解析専門官、志賀主任監視指導官、松宮原子力運転検査官補

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）

原子力運営管理部 副長

5. 要旨

東京電力から、福島第二原子力発電所の1区分跨ぎケーブルの対応方針<sup>1</sup>について、前回の面談（6月7日）を踏まえて以下の説明があった。

- ・現在、福島第二原子力発電所は原子炉運転停止から長期間経過し使用済燃料は十分冷却されている。
- ・廃止措置計画において、廃止措置プラントの維持・運用に必要な設備である性能維持施設に対して多重化は求められていない。
- ・計測・制御ケーブルについては、BWR共同研究の実証試験にて火災影響は広がらないと評価している。
- ・上記の状況から、是正措置対象である1区分跨ぎケーブル605本のうち、短絡時の過熱により延焼リスクのある電力ケーブル（86本）を是正措置対象として選定した。

原子力規制庁から以下のとおりコメントしたところ、東京電力から、後日改めて説明する旨の回答があった。

- ・許認可の審査において、BWR共同研究の実証試験で得られたデータを用いて、火災影響評価等を説明した実績はあるのか。実施している場合にはその内容を踏まえて、是正対象とするケーブル選定について整理して説明すること。

また、規制庁としても、廃止措置計画の審査において火災防護における系統分離の考えを整理して、今後の対応を検討する旨伝えた。

---

<sup>1</sup> 「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第6号機における不適切なケーブル敷設に係る対応について（追加指示）」

6. 提出資料

資料 1 : 福島第二原子力発電所における廃止措置認可以降の 1 区分跨ぎケーブルの対応について

資料 2 : 【1号機】、【2号機】、【3号機】、【4号機】 是正対象以外ケーブルリスト  
以上